

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月2日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第46号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第20条中「許可証の有効期間が満了したとき」を「許可証の内容に変更があったとき」に改め、「取り消されたとき」の次に「、許可証の損傷若しくは汚損による再交付の申請をするとき」を加える。

第24条中「に浄化槽清掃業許可証を添えて市長」を「を市長」に改める。

様式第6号中「収集運搬 ・ 処分」を「収集運搬業 ・ 処分業」に改め、「可燃物 ・ 不燃物」を削る。

様式第7号を次のように改める。

指令 第 号	
一般廃棄物処理業許可証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
大田市長 印	
1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 する 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分 収集運搬業 ・ 処分業
	一般廃棄物の種類
	営 業 区 域 大田市
4 事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地	事務所 電話番号
	事業所 電話番号
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数（許可車両については裏面記載）	

様式第 8 号中「一般廃棄物収集運搬」を「一般廃棄物収集運搬業」
に改める。

様式第 10 号中「環 第 号」を「 第 号」
に改める。

様式第 17 号を次のように改める。

指令 第 号	
浄化槽清掃業許可証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
年 月 日付申請の浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
大田市長 印	
1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 する 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分
	営 業 区 域
4 事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地	事 務 所 電 話 番 号
	事 業 所 電 話 番 号
5 事 業 の 用 に 供 す る 主 要 な 施 設 並 び に そ の 設 置 場 所、主 要 な 設 備 の 構 造 又 は 規 模、車 両 の 種 別 並 び に 台 数 (許 可 車 両 に つ い て は 裏 面 記 載)	(Blank area for details)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。